議案第26号

定住自立圏形成協定の変更について

次のとおり倉吉市との間において定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、地方自治法第96条第2項の規定による三朝町議会の議決すべき事件に関する条例(平成21年三朝町条例第18号)及び定住自立圏の形成に関する協定(平成22年3月31日締結)第6条後段の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年3月5日

三朝町長 吉田秀光

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日倉吉市(以下「甲」という。)と三朝町(以下「乙」という。)との間で締結した定住 自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前							
表	(第4	- ! 条!	 			別表	(第	 4条	 関係)			
政策 分野		取組の内容		役割分担 甲の役割 乙の役割		政策		取約	且の内容	役割分担		
						分!	野			甲の役割	乙の役割	
生活機能の強化	略				生	ı	略					
	産	産 略				活 機	産	H	略			
	業振興	企業誘致の推進	の致すめ誘要をしし誘う 圏企をる、致な共、て致。 へ誘進た業必報有用業行	(1)及び (2) 略	(1)及び (2) 略	能の強化	業振興	企業誘致の推進	圏企をすめ誘要をしし誘う 圏企をる、致な共、て致。へ誘進た業必報有用業行	(2)	(1)及び (2) 略	
	その他	消費生活相談窓口の体制整備	お費関心をる相をしな設整運し行圏け生す・確た談設、施備備営支う域る活る安保め窓設必設等及に援とに消に安全す、口置要、のび対をと	費相口制実るのを 2 費害然の活窓体充せめ証う。 消被未止め、	制実るのにす2費害然のをさた検協る。者の防た充せめ証力、消被未止め、							

	に、担活	に関活	に関			
			る教			
			及び 及び			
			費者			
			対す			
			啓発			
			う。			
		絡調				
		を行				
	う。					
	(3)	関(3)	関			
	連	する 連	する			
	事	業に事	業に			
	必	要と 必	要と			
			れる			
			費の			
			出を			
	行					
	',					
略				略		

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月 日

- 甲 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 倉吉市長 石田 耕太郎
- 乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2 三朝町 三朝町長 吉田 秀光